



## 6月の給与業務

6月から7月は、普段、給料から天引きされている税金や社会保険料の申告書等の提出及び納期限が集中しております。社会保険料と税金の提出すべき書類と納付、変更についてまとめました。参考にしてください。

提出すべき書類は以下のとおりです。

令和4年7月11日 期限のもの

- ・労働保険の申告と納付
- ・社会保険の算定基礎届
- ・源泉所得税の納期の特例の納付

### 1. 労働保険の申告と納付

労働保険の申告は、毎年7月10日までに提出し、あわせて納付する必要があります。曜日の都合で本年度は6月1日(水)～7月11日(月)までに申告・納付をお願いいたします。

本年の申告は、令和3年4月1日～令和4年3月31日の確定保険料を算出して、前年度に申告した概算保険料との精算を行います。さらに令和4年4月1日～令和5年3月31日の概算保険料を算出し、納付することとなります。

したがって、毎年、前年度の確定保険料と今年度の概算保険料とを計算して納付することとなります。

算出した概算保険料が40万円を超える場合(雇用保険又は労災保険のいずれかに加入して事業所が成立している場合は20万円)には、3回に分けて納付することも選択できます。

労働保険の申告では、雇用保険と労災保険の2種類の保険と、一般拠出金を合わせて申告しております。今年度は4月1日から9月30日までの雇用保険料と10月1日から3月31日までの保険料に変更があることから例年の計算よりひと手間があります。

### 変更点

確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の下に概算保険料(雇用保険分)算定内訳という欄があります。

雇用保険の賃金を集計し、

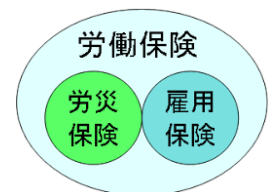
- ① 半分の額を令和4年4月1日～令和4年9月30日に記載します。端数は切り上げます。(イ)
- ② 半分の額を令和4年10月1日～令和5年3月31日に記載します。端数は切り捨てます。(ロ)
- ③ 一般の事業の保険料率の場合

① (イ)に雇用保険料率(ハ)の9.5を乗じます。端数はそのままです。(ホ)

② (ロ)に雇用保険料率の(二)13.5を乗じます。端数はそのままです。(ハ)

(ホ) + (ハ)をしてから端数を切り捨てます。その金額を申告書に転記します。

※労働保険申告書の雇用保険分の料率は2つの期間の料率が異なるため記載は不要です。



### 2. 社会保険の算定基礎届

社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)は、毎年9月分保険料(10月支給の給与より天引きされる金額)より改定されることとなります。その改定後の保険料は、4月5月6月の総支給額の平均で算出します。

但し、4月5月6月で昇給又は降給し、社会保険料の等級が2段階以上変動した場合には、算定基礎届ではなく、月額変更届を提出する必要があります。

### 3. 源泉所得税の納付の特例

源泉所得税の納付の特例を受けている会社の源泉所得税の納期限は、7月10日となります。忘れずに納付をお願いいたします。

納付の特例を受けている会社は、1～6月の源泉税を7月10日までに、7～12月の源泉税を翌年1月20日までに納めることとなっております。

この特例を受ける条件は常時10人未満の社員の会社で、源泉税の納付遅延が無い場合に、あらかじめ税務署に所定の届出をすることで納付の特例を受けることができます。

納付の特例の対象となる支払いは、給与や賞与、退職金、税理士や弁護士などへの支払いに限定されます。したがって、講演料や原稿料などの支払いについては、納期の特例の適用は受けられず、翌月10日までに納めなければなりません。

### 4. 個人住民税

#### ■ 徴収額（特別徴収）

給料から天引きされる個人住民税は、前年の所得を基に計算され、毎年6月から翌年5月まで、12回に分けて給料より徴収されます。徴収される金額は7月から翌年5月までは同額となります。6月の給料計算と7月分の給料計算の際は、個人住民税の金額が変更になりますので確認をお願いします。

#### ■ 納特納付

個人住民税についても源泉所得税と同じように納付の特例もあります。

但し6月から11月までを12/10に納付、12月から5月までを6/10に納付します。対象になっている顧問先様にはご連絡をいたしております。

#### 短時間労働者に対する健康保険の変更

令和4年10月から法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。従前の制度との変更点は以下のとおりです。

#### 令和4年10月からの改正

「特定適用事業所」の要件  
被保険者（短時間労働者を除く、以下同じ）の総数が常時500人を超える事業所から変更後は、被保険者の総数が常時100人を超える事業所になります。

#### 「短時間労働者」の適用要件

変更前は雇用期間が1年以上見込まれること  
変更後は雇用期間が2カ月を超えて見込まれること  
（通常の被保険者と同じ）

#### 令和6年10月からの改正

「特定適用事業所」の要件  
被保険者の総数が常時50人を超える事業所になります。  
※短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用要件についての変更はありません。

（芝事務所：山本 修）

対象	要件	平成28年10月～ （現行）	令和4年10月～ （改正）	令和6年10月～ （改正）
事業所	事業所の規模	常時500人超	<b>常時100人超</b>	<b>常時50人超</b>
短時間 労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上		
	賃金	月額88,000円以上		
	勤務期間	継続して1年以上 使用される見込み	継続して <b>2カ月を超えて</b> 使用される 見込み	
	適用除外	学生ではないこと		